

下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象者		終末処理場を有する公共下水道の使用者					
		特定事業場		その他の事業場			
対象物質又は項目		50立法メートル/日以上	50立法メートル/日未満				
排水量（立法メートル/日）							
条例で定める基準	環境項目等	温度	45℃（40℃）未満	45℃（40℃）未満	45℃（40℃）未満		
		水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満		
			（5.7を超え8.7未満）	（5.7を超え8.7未満）	（5.7を超え8.7未満）		
		生物化学的酸素要求量	600（300）未満	600（300）未満	600（300）未満		
		浮遊物質	600（300）未満	600（300）未満	600（300）未満		
		沃素消費量	220未満	220未満	220未満		
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下	
			動植物油脂類含有量	30以下	30以下	30以下	
		窒素含有量	240（150）未満	240（150）未満	240（150）未満		
		燐含有量	32（20）未満	32（20）未満	32（20）未満		
		政令の基準	健康項目	フェノール類	5以下	5以下	5以下
				銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下
				亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下
				鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	10以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下			10以下	10以下		
クロム及びその化合物	2以下			2以下	2以下		
カドミウム及びその化合物	0.03以下			0.03以下	0.03以下		
シアン化合物	1以下			1以下	1以下		
有機燐化合物	1以下			1以下	1以下		
鉛及びその化合物	0.1以下			0.1以下	0.1以下		
六価クロム化合物	0.5以下			0.5以下	0.5以下		
ヒ素及びその化合物	0.1以下			0.1以下	0.1以下		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下			0.005以下	0.005以下		
アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下				
トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下				
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下				
ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下				

政令の基準	健康項目	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ほう素及びその化合物	10以下 (海域以外に排出)	10以下 (海域以外に排出)	10以下 (海域以外に排出)
			230以下 (海域に排出)	230以下 (海域に排出)	230以下 (海域に排出)
		ふっ素及びその化合物	8以下 (海域以外に排出)	8以下 (海域以外に排出)	8以下 (海域以外に排出)
			15以下 (海域に排出)	15以下 (海域に排出)	15以下 (海域に排出)
		1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380	380	380
		ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下

(備考)

1. 単位は、水素イオン濃度 (pH)、温度、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) を除き、すべてmg/lである。
2. ( ) の数値は製造業またはガス供給業に適用する。
3. ピンク色の枠内は直罰規定にかかる排水基準である。ただし、水質汚濁防止法に基づく総理府令により緩やかな基準が定められているものは、その数値とする。